

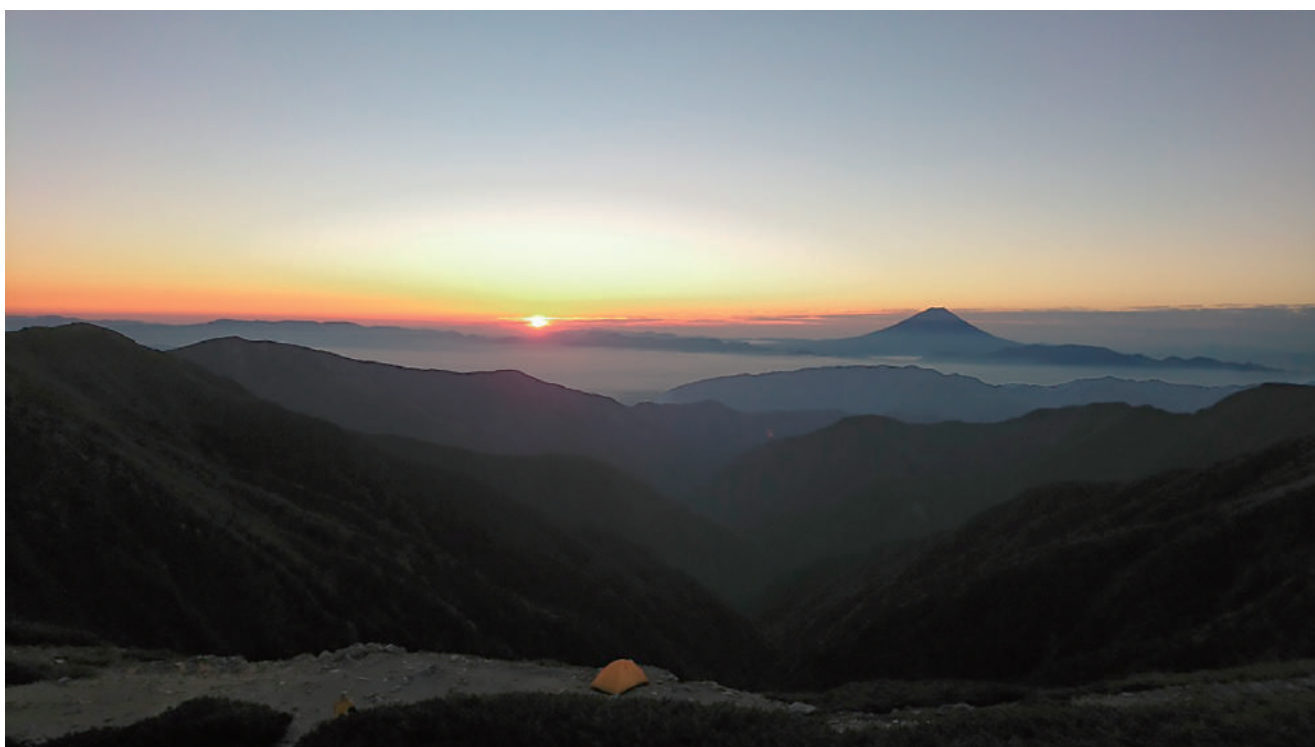
No. **140**

2018. 夏号

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



北岳山荘から望む富士山



長野県行政書士会

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

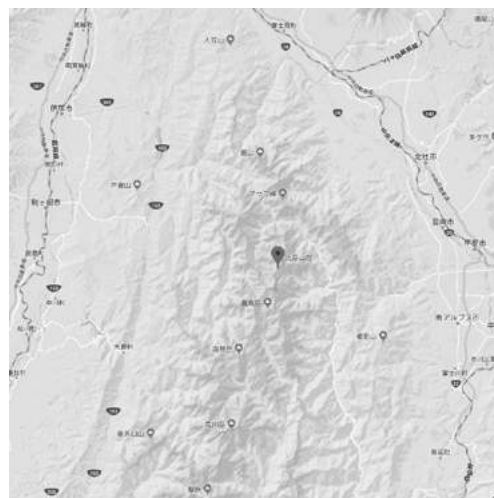
### 〔表紙〕 北岳山荘から望む富士山

北岳は南アルプスに位置し、標高は 3,193 m で富士山に次ぐ日本で 2 番目に高い山です。

山頂は山梨県南アルプス市になりますが、伊那市から北沢峠でバスを乗り継ぎ登山口に向かうことができます。

北岳山荘は、富士山の展望が素晴らしい山小屋です。

(写真提供：伊那支部 橋田利雄会員)



# 目 次

定時総会開催報告	・ .....	2
日 行 連 総 会	・ 平成30年度日行連定時総会・日政連第38回定期大会が開催されました .....	4
業 務 資 料	・ 申し出による農地転用許可の取消しに係る事務処理要領の制定について（通知） .....	6
	・ 公証人の異動について .....	12
	・ 抽選対象希望番号の当選個数変更について .....	13
	・ e-Tax 利用手続の簡便化について .....	18
	・ 職務上請求書の適正な管理及び使用について .....	20
事 業 報 告	・ コスモス市民公開講座 in 松本「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」開催報告 .....	22
	・ 県主催グローバルキャリアフェアに参加しました .....	23
	・ 山梨会との国際部合同研修会が開催されました .....	24
お 知 ら せ	・ 会則改正について .....	25
	・ 平成30年春の叙勲 .....	26
	・ 平成30年度総務大臣表彰 .....	26
	・ 新たに「研修・イベント情報管理システム」の運用が開始されました .....	27
	・ 長野県行政書士会ホームページのパスワード再設定のお願い .....	28
	・ 平成30年度行政書士試験のご案内 .....	34
	・ 斡旋物一覧 .....	35
会 議 報 告	・ .....	36
長野県行政書士 連 盟 の ペ ー ジ	・ 定期大会開催報告 .....	42
	・ 阿部長野県知事を訪問 .....	43
会 員 の 動 き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去 .....	44
編 集 後 記	・ .....	44

# 定時総会開催報告

平成30年度定時総会が5月25日(金)午後1時30分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 佐藤総務副部長
- 2 正 副 議 長 議 長 奈良木利邦代議員 (松本支部)  
副議長 土屋 帝代議員 (上田支部)
- 3 議事録署名人 青山 哲史代議員 (長野支部)、石丸 誠代議員 (長野支部)

## 4 議 案 審 議

- |       |                 |                   |
|-------|-----------------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成29年度事業報告      | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第2号議案 | 平成29年度決算報告      | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第3号議案 | 会則の一部を改正する会則(案) | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第4号議案 | 平成30年度事業計画(案)   | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第5号議案 | 平成30年度予算(案)     | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第6号議案 | 会則の一部を改正する会則(案) | 賛成多数により可決承認されました。 |



会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



総 会



受賞者代表謝辞

# 平成30年度 受賞者名簿

## ○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

高見澤 恒 雄 (上田)    土 屋 眞 一 (松本)    小 野 清 仁 (松本)  
宮 下 幸 吉 (長野)

以上 4名

## ○長野県行政書士会会長表彰状

春 日 博 幸 (伊那)    石 川 英 二 (伊那)    小 川 修 一 (長野)  
諸野脇 宏 幸 (長野)

以上 4名

## ○長野県行政書士会会長感謝状

高 井 統 康 (上田)    松 島 茂 行 (松本)    永 村 清 造 (長野)  
百 瀬 暢 二 (長野)

以上 4名

※敬称略、( )内は、所属支部名

# 日行連総会

平成30年度日行連定時総会・日政連第38回定期大会が開催されました

副会長 吉田 靖史

6月21日、22日の二日間の日程で、平成30年度日行連定時総会と日政連第38回定期大会がシェラトン都ホテル東京で開催されました。

初日は、総会に先立ち午前10時より「総務大臣表彰」表彰状授与式が挙行政され、佐久支部の田嶋正人会員が、長年のご功績が認められて受賞の栄に浴されましたことをご報告いたします。



総務大臣表彰 田嶋正人会員（左）



総会代議員

開会前から一種独特の緊張感があった会長選挙が予定されていた昨年の総会とは異なり、今年では会場に流れる空気も穏やかに感じられました。

昨年度の事業・決算報告、新年度の事業計画・予算案について、17単位会の代議員から寄せられた質問の数は99件あり、執行部の答弁、それに対する再質問、答弁と続き、初日休会後は国会議員をはじめとした来賓をお迎えしての懇親会が催され、長く感じられた一日の日程を終えました。



日行連遠田会長



山本会長（日行連専務理事）答弁

翌朝9時に定時総会は再開され、初日より持ち越されていた再質問に執行部が答弁し、上程された議案はすべて可決承認されました。

今年度の事業計画の基本方針は、国民の権利を守り、新たな価値を創造する行政書士像を目指して、「法改正の推進」「国民ニーズに応える行政手続を中心とした司法アクセスへの貢献と特定行政書士制度の推進」「関係機関との連携強化による行政書士の活躍の場の拡充」「行政書士制度のPR活動の強化・充実」の4点が重点課題として挙げられています。

議案審議の様子は「月刊日本行政」に掲載される予定です。

定時総会全日程終了後、日政連定期大会が行われ、運動経過報告・決算報告、平成30年度運動方針案・予算案が原案どおり可決承認されました。



野田総務大臣



大会代議員

# 業 務 資 料



30 農政第 47 号

平成 30 年(2018 年) 4 月 27 日

長野県行政書士会会長 様

長野県農政部長

申し出による農地転用許可の取消しに係る事務処理要領の  
制定について（通知）

このことについて、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可（以下「転用許可」という。）を受けた農地について、何らかの事情により転用事業の実施が困難となり、引き続き農地として利用されている場合、農地法上、同法第 51 条第 1 項に規定する違反転用に対する処分以外には、転用許可の取消しに係る規定がないことから、これまで、本県では、許可処分を受けた者からの申し出による転用許可の取消しを認めていませんでした。

しかしながら、固定資産税の課税上、転用許可を受けた土地は、その許可が有効である限り宅地等介在農地として評価を受けるものとされており、引き続き農地として利用されている場合にも宅地並みの課税がされているとして、許可処分を受けた者から取消しを認めてほしい旨の要望が寄せられていました。

このため、この度、別添のとおり「申し出による農地転用許可の取消しに係る事務処理要領」を制定し、平成 30 年 7 月 1 日から施行することとしました。

つきましては、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の適切な運用が図られるようご配慮をお願いします。

長野県農政部農業政策課農地調整係  
（課長）草間 康晴（担当）倉石 彩子  
電 話：026-235-7214（直通）  
F A X：026-235-7393  
E-mail：nocho@pref.nagano.lg.jp



## 申し出による農地転用許可の取消しに係る事務処理要領

### 1 趣旨

この要領は、申し出による農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可（以下「転用許可」という。）の取消しに係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 取消しの要件

申し出による取消しは、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。

#### (1) 転用事業の着手

許可目的に係る転用行為が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないこと。

#### (2) 権利の設定又は移転

法第5条第1項の規定による許可の場合は、権利の設定又は移転が行われていないこと。

#### (3) 耕作の状況

現に耕作の用に供されていること。  
ただし、休耕期間中の申し出については、現に耕作の用に供されていることが確認できない場合であっても、直近の利用状況調査等において、農業委員会が耕作の用に供されていることを確認できた場合には、現に耕作の用に供されているものと判断するものとする。

### 3 取消しの手続等

#### (1) 手続

ア 転用許可の取消しを申し出ようとする者は、様式第1-1号又は第1-2号による申出書（以下「申出書」という。）を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会を經由して知事（地域振興局）に提出する。

イ 申出書には、次に掲げる書類を添付する。

#### (7) 許可指令書

#### (1) 上地の登記事項証明書

#### (2) 土地の現況写真

(4) その他参考書類（許可指令書と申出書に記載する住所が異なる場合にあっては住民票、3の(2)のイの場合にあっては相続関係を証する書面等）

#### (2) 取消しの申し出者

取消しの申し出をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項の規定による許可の場合

転用許可を受けた者が申し出るものとする。

#### イ 法第5条第1項の規定による許可の場合

譲受人及び譲渡人が連名で申し出るものとする。（譲渡人が死亡した場合にあっては、当該譲渡人の相続人）

### (3) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申出書の提出があったときは、申出書の記載事項等につき十分確認するとともに、取消しを受けようとする土地の実地調査を行うものとする。

イ 農業委員会は、上記2の要件の全てを満たすと認める場合には、申出書その他関係書類に、様式第2号による意見を付して、知事（地域振興局）に送付する。  
ウ 農業委員会は、知事（地域振興局）から様式第3号による通知を受領したときは、申出者に交付する。

エ 農業委員会は、知事（地域振興局）から承認した旨の通知を受領したときは、農地台帳及び許可指令書の控えに取消しされた旨及び取消年月日を記載するとともに、法令等に従い、市町村固定資産税担当課に取消しに関する情報を提供する。

#### (4) 知事（地域振興局）の処理

ア 知事（地域振興局）は、申出書の送付があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査を行い、承認又は不承認を決定する。

イ 知事（地域振興局）は、承認又は不承認を決定したときは、様式第3号による通知を農業委員会を經由して申出者に交付する。

#### (5) その他事務処理上の留意事項

ア 事業計画の変更の取扱いについて

この要領による取消しの対象となるのは、転用許可後に何らかの事情で転用事業が行われず、引き続き農地として利用されている場合に限定されるものであり、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）別添1の第4の6の(3)のエ及びオの規定による事業計画の変更については、従来どおり対応するものとする。

イ 転用事業が完了した後の許可の取扱いについて

許可目的どおりに転用事業が完了し、非農地となった土地を、その後、開墾して再度農地としたとしても、この要領による取消しの対象とはならない。

このような場合には、山林や原野を開墾し、新たな農地が発生した場合と同様に、農業委員会が対応するものとする。

ウ 許可後に転用事業者が死亡した場合の取扱いについて

農地転用許可は、その審査に当たって、誰が転用事業を行うかが重要な要素であることから、一身専属的なものであるとされている。

したがって、許可後に、法第4条第1項の許可を受けた申請者又は法第5条第1項の許可を受けた農地の譲受人が死亡した場合には、これらの者の相続人に対して許可の効力は及ばず、当該相続人が農地転用を行おうとする場合は、改めて

(様式第1-1号)

農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出書

年 月 日

長野県知事様

住所

発出者

氏名 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で農地法第4条第1項の規定による許可を受けましたが、下記のとおり取消の申し出をします。

記

1 許可を受けた者の住所及び氏名

2 許可を受けた権利の内容及び転用目的  
権利の内容  
転用目的(用途)

3 許可を受けた土地

市町村	大字	字	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
				登記簿	現況		

4 許可の取消しを受けようとする土地の利用状況及び今後の土地利用計画

5 取消しを受けようとする理由

(記載要領)

- 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。

転用許可申請を行う必要があるため、この要領による取消しの対象とはならない。

なお、法第5条第1項の許可を受けた後に譲渡人が死亡したとしても、許可に当たったの審査に影響を与えることはないため、譲渡人の相続人及び譲受人の連名により、取消しの申し出をすることができます。

エ 指定市町村及び権限移譲市町村の取扱い

指定市町村(法第4条第1項に規定する農林水産大臣が指定する市町村)及び権限移譲市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項及び知事の権限に属する事務の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)別表の30の2の項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村)においては、法令により転用許可の権限が付与されていることから、申し出による転用許可の取消しに係る事務を行う場合、指定市町村及び権限移譲市町村において事務処理要領等を定めることが適当である。

4 標準的な処理期間

- (1) 農業委員会による申出書及び意見書の送付  
申出書の受理後3週間以内に、当該申出書に意見を付して、知事(地域振興局)に送付するよう努めるものとする。
- (2) 知事(地域振興局)による承認又は不承認  
申出書及び意見書の受理後、2週間以内に当該申し出の承認又は不承認を決定するよう努めるものとする。

農地法第5条第1項の規定による許可の取消申出書

長野県知事 様 年 月 日

住所 申出者 (譲受人)氏名 印

住所 申出者 (譲渡人)氏名 印

年月日付け長野県指令第 号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けましたが、下記のとおり取消しの申し出をします。

1 許可を受けた者の住所及び氏名

Table with columns: 氏名, 住所, 譲渡人, 譲受人

2 許可を受けた権利の内容及び転用目的 権利の内容 転用目的(用途)

3 許可を受けた土地

Table with columns: 市町村, 大字, 地番, 地目, 登記簿, 現況, 面積(m²), 備考

4 許可の取消しを受けようとする土地の利用状況及び今後の土地利用計画

5 取消しを受けようとする理由

(記載要例)

- 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
2 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。

農地法第 条第1項の規定による許可の取消しに係る意見書

年 月 日 農務委員会

Form with multiple sections: 申請に係る事項, 譲受人住所氏名, 譲渡人住所氏名, 許可年月日, 許可地の所在, 許可地の地目・地積, 用途, 事業計画, 竣工年月日, 完了予定年月日, 検討事項, 意見, 意見決定の理由, 総合意見

(様式第3号)

番号  
年 月 日

申出者 住所  
 (譲受人) 氏名  
 申出者 住所  
 (譲渡人) 氏名

長野県知事 印

農地法第 条第 1 項の規定による許可の取消しについて (通知)

年 月 日付けで申し出のありました農地法第 条第 1 項の規定による許可の取消しについては、  
下記のとおり承認します。(承認しません。)

1 取消しを承認する (承認しない) 許可  
年 月 日付け長野県指令第 号

2 取消しを承認する (承認しない) 土地

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
				登記簿	現況		

### 農地転用許可の申し出による取消しの取扱

#### 1 制度の趣旨

Q1 今まで行っていなかった申し出による取消しを認めることにしたのはなぜですか。

A1 農地法には、転用許可の取消しについて、第31条第1項に規定する違反転用に對する処分以外には、規定がありません。このことから、本県では、これまで転用許可の申し出による取消しを認めていませんでした。

しかしながら、固定資産税の課税上、農地転用の許可を受けた土地は、その許可が有効である限り宅地等転用を認めるものとされていることから、転用事業の実施を断念し、転用許可を受けた土地を農地として利用している申請者から、取消しを認めてほしい旨の要望が寄せられていました。

そこで、取消しの法的性質について国の見解、各都府の状況等を踏まえ、農地法の規定にはない、任意の手続として、転用許可の取消しを行うことが可能であることを整理しました。

Q2 転用許可を取り消すことは、行政手続法上の不利益処分には該当しないのですか。

A2 許可を受けた者からの申し出に基づき農地転用許可を取り消す行為は、行政手続法第2条第4号に規定する「直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」ではないため、不利益処分には該当しないものと考えます。

Q3 申し出による取消しを認めることにより、これまで事業計画の変更で対応していた事例はどうするのですか。

A3 この通知による取消しの対象となるのは、転用許可後に何らかの事情で転用事業が行われず、引き続き農地として利用されている場合に限定されるもので、  
①農地法関係事務処理要領の制定について (平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・  
21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) 別紙 1 の第 4 の 6 の ③の  
エ及びオの規定による事業計画の変更については、従来どおり対応していただきます。

事業計画の変更により対応する具体的な事例としては、農地転用の許可後、転用事業が実施されないときに、

①転用事業者に代わって、許可に係る土地で転用を希望する者がいる場合

②許可に係る土地を耕作目的で取得することを希望する者がいる場合

には、従来どおり、事業計画の変更及び①であれば、新規の5条許可申請、②であれば、新規の3条許可申請の手続を取ることにより対応していただきます。

#### 2 取消しの基準について

Q4 取消しの基準に「権利の設定又は移転が行われていないこと」とありますが、代金の不払いなどで契約が解除されているも、登記が譲渡人であれば取消しはできないのですか。

A4 そのような場合には、登記名義を譲渡人に戻した上で、取消しの申し出をするよう指導していただきます。

なお、通常、農地の権利移転の登記には、農地法に規定された手続（3条許可又は5条許可）を取っていることを証明するために許可指令書の写しが必要ですが、錯誤や、償却不履行などによる契約の解除の場合には、新たに農地の権利が移転するわけではなく、元の権利者に戻るだけです。許可指令書の写しの添付がなくとも、登記名義を元の権利者に戻すことができます。

しかし、合意解除の場合には、錯誤や解除の場合とは異なり、当事者の意思により、新たに権利が移転することになりますので、農地法3条の許可を新たに取らなければ、登記名義を移すことはできませんので、ご注意ください。

登記の手続について、詳しくは法務局にお問い合わせください。

**Q 5** 取消しの基準に「権利の設定又は移転が行われていないこと」とありますが、農地を転用目的で購入したものの、事業が実施できずにいる業者から、「固定資産税の負担が重いので、転用許可を取り消してほしい」という要望が寄せられることがあります。このようなケースに、なぜ取消しが認められないのですか。

**A 5** この要領による取消しは、転用事業の実施を断念し、農地として利用しているにも関わらず、固定資産税の課税上、宅地等が在農地として評価されている土地について、現況の地目（農地）として評価されることを目的としています。したがって、農地として利用していない者が取消しを希望したとしても、申請による取消しは認められません。従来のように、転用事業の実施又は事業計画の変更を指導してください。

**Q 6** 取消しの基準に「耕作の用に供されていること」とありますが、実際に耕作されていないといけませんか。草刈りだけ行って管理している場合はどうでしょうか。

**A 6** この要領による取消しは、転用事業の実施を断念し、農地として利用しているにも関わらず、固定資産税の課税上、宅地等が在農地として評価されている土地について、現況の地目（農地）として評価されることを目的としています。したがって、申請者が、現在耕作していない場合には、耕作を再開していた上で、取消しの申請を行うよう指導してください。

**4 取消しの申し出者について**

**Q 7** 申し出をすることができる者は、譲渡人の相続人とのことですが、4条許可を受けた者の相続人からの申し出も認められないのはなぜですか。また、5条許可を受けた農地の譲受人である者が死亡した場合、その農地を相続した者からの取消しの申し出も認められないのはなぜですか。

**A 7** 要領の3の(6)のウに記載のとおり、農地転用許可は、許可に当たった審査が、申請者の資金計画等その者の資力、信用などに及ぶことから、「誰が転用事業を行うか」が重要な要素であり、許可後に、転用事業者（第4条第1項の許可を受けた者又は第5条第1項の許可を受けた農地の譲受人）が死亡した場合には、その相続人による許可の効力は及ばないものと考えられますので、そもそも取消しの対象とはなりません。

上記の考え方を整理すると、取消しを申し出ることができるのは、

- ① 4条許可を受けた者が申し出
- ② 5条許可を受けた譲渡人及び譲受人が連名で申し出

③ 5条許可を受けた譲渡人の相続人及び譲受人が連名で申し出の3つの場合が考えられます。

なお、許可後に、第4条第1項の許可を受けた申請者又は第5条第1項の許可を受けた農地の譲受人が死亡した場合、その相続人が転用事業を行おうとする場合には、改めて4条許可申請の手続を取る必要があります。

そこで、許可の進捗管理等の中で、許可後に転用事業に着手せず、転用事業者が死亡した事実を農業委員会が把握した場合には、転用許可の効力がなくなつた旨を、市町村固定資産税課に情報提供していただくことが適当と考ます。

**5 審査について**

**Q 8** 取消しの審査上で、どのようなことに留意すればいいですか。

**A 8** 申し出による取消しを認めることにより、安易な農地転用許可申請の増加、許可取消しが課税逃れの手段に使用されるといった問題が生じることも懸念されます。これらの問題の発生を防止するため、取消ししてほしいという希望があれば、無条件で取消しをすることではなく、この要領に定めた申し出の基準の全てを満たすものであることを確認できた場合に限り、取消しを認めるよう適切な事務処理にご留意ください。

**Q 9** 取消し申請書には、許可指令書を添付することになっていますが、許可指令書を紛失してしまつた場合はどうすればいいでしょうか。

**A 9** その場合には、紛失届（任意様式）と許可指令書の写しを添付してください。

**Q 10** 一般的に、書面による贈与は撤回することができないとされていますが、申し出による許可の取消しはできるのでしょうか。

**A 9** ご指摘のとおり、一般的に、書面による贈与は撤回することができないとされていますので、この要領による取消しの対象とはなりません。

**6 その他**

**Q 11** 許可の取消し後、取り消された農地について、再度農地転用許可申請をすることはできますか。

**A 11** 許可の取消しがされたからといって、今後その農地では転用許可申請ができなくなるわけではありませんが、再度の農地転用許可申請の際には、転用事業の確実性の判断において、慎重に審査することになります。なお、取消しの申し出の段階で、別の転用事業の計画があるのであれば、取消しではなく、事業計画の変更により対応すべきと考えます。

**Q 12** 指定市町村や権限移譲市町村では、この通知をどのように扱えばよいですか。

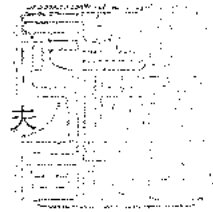
**A 12** 指定市町村及び権限移譲市町村においては、法令により農地転用許可に関する権限を付与されていることから、申し出による転用許可の取消しに係る事務を行う場合、指定市町村及び権限移譲市町村において事務処理要領等を定めることが適当と考えます。



庶 7 ( 8 ) 第 5 4 8 号  
平成 3 0 年 5 月 1 日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 本 田 法 夫



公証人の異動について  
この度、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

1 飯田公証役場

(1) 前 任 者 おか むら こう じ  
岡 村 幸 治 (平成 3 0 年 5 月 1 日退職)

(2) 後 任 者 た だま しゅう いち  
田 玉 修 一 (平成 3 0 年 5 月 1 日任命)

(3) 事 務 所 飯田市常盤町 3 0 番地  
飯伊森林組合ビル 2 階

(4) 電話・FAX 0 2 6 5 - 2 3 - 6 5 0 2



業 務 連 絡  
平成30年6月5日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

### 抽選対象希望番号の当選個数変更について

日ごろは、当協会業務につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度国土交通省より登録自動車の当選個数について、下記のとおり変更する旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

ご多用とは存じますが、傘下会員様にご周知くださるようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 車の種別

- ①1, 2, 3, 8, 9, 0ナンバーの当選個数は一律「4個」
- ②4, 5ナンバーの当選個数は一律「8個」
- ③但し、抽選対象希望番号「2020」のみ、上記の①を「5個」、②を「10個」

#### 2. 変更対応日

平成30年6月11日（月）の抽選より変更となります。

#### 3. その他

新たな希望番号予約業務運営要領を添付いたします。

## 希望番号予約業務運営要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この業務運営要領は、平成9年8月4日付自管第60号運輸省自動車交通局長通達及び同年同日付自管第61号運輸省技術安全部管理課長通達（以下「通達」という。）に基づき、自動車登録番号標交付代行者である当社が行う希望番号の予約業務の実施の方法について基本事項を定め、以って業務の適性かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

#### (事務所の所在地)

第2条 当社が希望番号の予約を行う事業所（以下「予約センター」という。）の所在地は次のとおりです。

長野ナンバーの予約業務を行う事業所  
（以下「長野予約センター」という。）  
長野市西和田1丁目35番5号  
一般財団法人 長野県自動車標板協会内  
松本・諏訪ナンバーの予約業務を行う事業所  
（以下「松本予約センター」という。）  
松本市平田東2丁目4番1号  
一般財団法人 長野県自動車標板協会 松本支所内

#### (業務取扱日)

第3条 予約センターにおいては、次に掲げる日を除き業務を取り扱います。

- 1) 日曜日及び土曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### (業務受付時間)

第4条 予約センターの業務受付時間は、次のとおりです。

- 午前9時から12時まで  
午後1時から4時30分まで
- 2 予約センターは前項の規定にかかわらず、必要あるときは、業務受付

時間を変更することがあります。

- 3 インターネットによる業務受付は、第1項の規定にかかわらず24時間365日利用可能とします。

### 第2章 希望番号の予約業務

#### (予約業務の管理方法)

第5条 予約センターは、予約業務を公正、的確かつ迅速に行うため、電子情報処理組織により運営管理に当たります。

- 2 前項の電子情報処理組織は、無停電電源装置を備えるほか、大規模災害等緊急時にも速やかに復旧しうる機能を保有するものとします。

#### (希望番号の対象と種類)

第6条 希望番号予約の対象は、自動車登録番号のうち、自動車登録規則（以下「規則」という。）第13条第4号に掲げる四桁以下のアラビア数字（以下「数字」という。）です。

- 2 希望番号は、抽選を対象とする番号（以下「抽選対象希望番号」という。）及びそれ以外の番号（「一般希望番号」という。）の2種類とします。

#### (希望番号の申込の受付等)

第7条 希望番号の申込の方法には、予約センターに出向いて申し込む方法、郵送等により申込書を予約センターに送付して申し込む方法及びインターネットにより申し込む方法があります。

- 2 予約センターに出向いて申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む

- (1) 予約センターにおいて配布する所定のOCR式申込書（別紙様式1）に所要事項を記載のうえ、予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (2) 希望システム指定のファイル形式で、所要事項を入力したファイルを、可搬記憶媒体（USBメモリ）に格納し、予約センターの窓口を持参して申し込む。

- (3) 希望番号システムの提供する希望番号申込書作成ツールを用いて所要事項を入力の上印刷した二次元バーコード付き申込書を、予約センターの窓口を持参して申し込む。

- 3 郵送等により申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む。

- (1) 別紙様式1のOCR式申込書を記入のうえ、次のいずれかを



添えて郵送する。

- ① 自動車検査証 (写)
- ② 登録識別情報等通知書 (抹消登録証明書) (写)
- ③ 保安基準適合書 (写)
- ④ 自動車予備検査証 (写)
- ⑤ 完成検査終了書 (写)

(2) 別添の希望番号申込書 (送付用) に所要事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかが添えて、郵送又はFAX送信する。

4 インターネットにより申し込み方法  
インターネットにより希望番号予約受付システムに接続し、所要事項を入力して申し込む。

5 次に掲げる場合は、予約申込の受付をしません。

- (1) 管轄外の地域に係る希望番号の申込みがあったとき
  - (2) 自動車の使用者の氏名又は名称の記入がないとき
  - (3) 車台番号の記入のないとき
  - (4) その他申込書の記入欄に所要事項の記入がないとき
  - (5) 抽選対象希望番号については、同一の車台番号の自動車について重複して申込みがあったとき
  - (6) その他定められた手続きによらない申込みがあったとき
- 6 登録申請の際に次の事項が希望番号の予約の申込の際と異なっている場合は、希望登録番号による登録ができません。
- (1) 自動車の使用者の氏名又は名称及び車台番号
  - (2) 車種分類、用途又は標板の大きさ

(抽選対象希望番号)

第8条 抽選対象希望番号は次の15通りとし、自家用自動車 (規則別表第三第2号に掲げる自動車をいう) について予約申込を受付けます。

1	7	8	88	333	555
777	888	1111	2019	2020	3333
5555	7777	8888	(特定番号)	(特定番号)	(特定番号)

その他の自動車については、すべての番号を一般希望番号の取り扱いとし、抽選対象希望番号の取り扱いはありません。

2 抽選対象希望番号の申込を受付けた場合は、抽選年月日及び有効期間 (抽選年月日から起算して6業務取扱日までの期間) 等を記入した抽選対象希望番号受付証 (以下「受付証」という。別紙様式3) を交付します。

ただし、前条第3項の郵送等により受付けた場合は、郵送・FAX等により受付証に記載された事項をお知らせします。

また、インターネットにより受付けた場合は、申込完了メールで受付番号をお知らせします。

3 抽選対象希望番号については毎週月曜日午前0時を定例日時として前週に受付けた者について抽選を行います。

4 一同の抽選における当選数は、以下のとおりです。

(1) 次の14通りの抽選対象希望番号については4個以上とします。

ただし、小型乗用車及び小型貨物車にあっては、8個とします。

1	7	8	88	333	555
777	888	1111	2019	3333	5555
7777	8888	(特定番号)	(特定番号)	(特定番号)	(特定番号)

(2) 次の抽選対象希望番号については、5個とします。ただし、小型乗用車及び小型貨物車にあっては、10個以上とします。

2020

5 抽選は、中央センターにおいて電子情報処理組織により乱数表を利用して機械的に行います。

6 抽選結果は、予約センターに掲示します。

なお、前条第3項の郵送等による申込者には、抽選結果を電話・FAX等によりお知らせします。

また、前条第4項のインターネットによる申込者には、抽選結果をメールでお知らせします。

7 抽選対象希望番号の当選者には、受付証に記入されている有効期間内に当該受付証と引き換えに、自動車登録番号標の交付可能年月日を記入した希望番号予約済証 (以下「予約済証」という。別紙様式4) を交付します。

8 予約済証の交付を受けないまま受付証に記入されている有効期間を経過した場合は、当選を無効とし、受付証は失効とします。

9 インターネットによる申込者は、完了メールで指定した有効期間内に交付手数料を納付しなければ当選は無効とします。また、予約済証は第1条第3項の規定により交付します。

(一般希望番号)

第9条 一般希望番号は、すべての登録自動車について予約申込を受付けます。

2 一般希望番号は、当該番号が払底しない限り申込を受付けます。

(希望番号の払い出し方法)

第110条 自動車の種別、及び、用途による分類番号を表示する三桁のアラビア数字またはローマ字、及び、自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字については、平成29年3月30日付け自管第279号国土交通省自動車局自動車情報課長通達に準じて処理します。

(予約に伴う交付手数料の收受)

第111条 予約済証を交付するときは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第27条の規定により認可を受けた希望登録番号標の交付手数料を申し受けます。

2 第7条第3項に規定する郵便等による申込の場合は、申込のときに、前項の交付手数料及び所定の郵便事務手数料を申し受けます。ただし、抽選対象希望番号については、抽選の結果当選したときに前項の交付手数料及び所定の郵便事務手数料を申し受けます。

3 第7条第4項に規定するインターネットによる申込の場合は、申込完了メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。ただし、抽選対象希望番号については、抽選の結果当選したときに抽選結果メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。また、予約済証は申込完了メールに記載されている受付番号を記入した別紙様式1のOCR式申込書、または希望番号システムから提供を受けた二次元バーコードを、交付可能期間内に予約センター窓口に出出または提示されたとき交付します。

(自動車登録番号標の製作及び納品)

第112条 予約が完了した時は、ただちに自動車登録番号の製作者に当該番号標の製作を依頼し、予約済証に記入された交付可能年月日の前日まで納品を指示します。

2 納品された自動車登録番号標は、予約センター内の専用保管庫に仕立てて収納します。

3 自動車登録番号標の交付可能年月日は、予約センターに掲示します。

第3章 自動車登録番号標の交付

(自動車登録番号標の交付)

第113条 自動車登録番号標は、予約済証に記入された交付可能年月日以降、

適正な登録手続きが行われた後、予約センターで予約済証と引き換えに交付します。

2 予約センターは、回収した予約済証を1日ごとにまとめ、速やかに長野運輸支局長等に送付します。

(予約済証の有効期間)

第114条 予約済証に記入された有効期間（交付可能年月日から起算して1ヶ月間）を経過した時は、予約は失効とします。

2 前項の場合は、当該自動車登録番号標を道路運送車両法施行規則第9条の規定に準じる方法により直ちに廃棄します。

(解約等の場合の交付手数料)

第115条 予約が完了した後、申込者の都合により解約された場合、第7条第6項により希望登録番号による登録ができなかった場合又は第114条により予約が失効し登録ができなかった場合は、第111条により収受した交付手数料は返還しません。

第2章 雑則

(受付証又は予約済証の再発行)

第116条 受付証又は予約済証を滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合は、OCR式申込書（別紙様式1）または所定の申込書に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口を持参し再発行を申し込むものについてこれを受付します。

2 前項の申し込みを受付けた場合は、所定の事項を確認のうえ、受付証又は予約済証を再発行します。再発行したときは、所定の再発行手数料を申し受けます。

(予約済証再発行の郵送等による申込受付)

第116条の2 予約済証の郵送等による再発行の申込は、次のいずれかの方法によって予約センターに申し込むものについて、これを受付けます。

(1) 別紙様式1のOCR式申込書に所定の事項を記入のうえ、次のいずれかを添えて郵送する。

①自動車検査証（写）

②登録識別情報等通知書（写）

③保安基準適合証（写）

④自動車予備検査証（写）

⑤完成検査終了審証（写）

(2) 別添の希望番号申込書（送付用）に所定事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかを添えて、郵送又はFAX送信する。

2 前項の規定による申込の場合は、前項第2条の再発行手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。

3 第1項の申込を受けた場合は、所定の事項を確認したうえで、前項の手数料の入金を確認した後、予約済証を再発行します。

（解約等に係わる希望登録場号の取扱い）

第17条 第15条に規定する解約等の場合の予約済証に係わる希望登録番号については、相当期間経過後再利用に供することになります。

（業務運営要領の公表）

第18条 この業務運営要領は予約センターに掲示します。

附則

この業務運営要領は、平成10年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成11年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成13年1月4日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成16年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成17年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成18年5月8日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成21年5月7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成22年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年5月7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年6月9日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年9月29日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成29年2月13日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成30年6月11日から適用する。

平成30年6月

日本行政書士会連合会  
御 担 当 者 様

東 京 国 税 局  
課 税 第 一 部 資 産 課 税 課

日 行 連 発 第 265 号  
平 成 30 年 6 月 19 日

日 本 行 政 書 士 会 連 合 会  
会 長 遠 田 和 夫  
許 認 可 業 務 部  
部 長 矢 野 浩 司

「e-Taxの利用手続の簡便化」に関する周知・広報のお願い

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当局においては、平成31年1月からe-Taxの利用手続が簡便化するに当たり、より多くの納税者の皆様へe-Taxをご利用いただくための積極的な周知・広報に取り組みたいと考えています。つきましては、貴会の会員の皆様、職員の皆様に「e-Taxの利用手続の簡便化」への御理解を深めていただくため、下記の事項について、御協力をお願いいたします。

e-Tax利用手続の簡便化について（周知協力）

今般、東京国税局より、平成31年1月より、確定申告におけるe-Tax利用手続が簡便化される旨の周知依頼がまいりましたので、お知らせいたします。つきましては、貴会所属の会員各位への周知につきご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、会員専用ページ（連 con）を通じて、会員の皆様にもお知らせしております。

記

【別添】

- ・「e-Tax」に利用手続きの簡便化に関する周知・広報のお願い  
（平成30年6月／東京国税局 課税第一部 資産課税課）
- ・（リーフレット）平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります  
[http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin\\_e-tax\\_riyou2.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin_e-tax_riyou2.pdf)

以上

e-Taxの利用手続の簡便化の概要（平成31年1月以降対応）

- ID・パスワード方式  
マイナンバーカード及びICカードリーダーがライタの未取得者を対象に、税務署で職員と対面による厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによって申告等データの送付等を行う方式
- マイナンバーカード方式  
マイナンバーカード及びICカードリーダーがライタを用いてマイナンバーが経由又はe-Taxホームページ等からe-Taxへログインするだけで、簡単な手順でe-Taxの活用を開始し、申告等データの送付等を行う方式（e-TaxのID、パスワード（暗証番号）の入力が不要となる。）

記

- 1 会員の皆様に対する「e-Taxの利用手続の簡便化」に関する周知・広報  
(1) 貴会の会員専用サイト等へ周知文（別添1）及び「平成31年（2019年）1月からe-Taxの利用手続がより便利になります」のリーフレット（別添2）の掲載  
(2) 別添2リーフレットの配布

- 2 貴会の職員の皆様への周知・広報  
別添2リーフレットの配布

【問い合わせ先】  
東京国税局 課税第一部 資産課税課  
監理第4係 担当 種方 麻友子  
Tel: 03-3542-2111（内線2727）  
E-Mail: mayuko.ogata@tok.nta.go.jp

## 平成31年1月からe-Taxの利用手続きが (2019年)

### より便利になります

1 今年も税務署に申告書を提出しに行ったり、来年も税務署に行くのが大変だなあ

2 **マイナンバーカード方式!**  
マイナンバーカード、ICカードがあれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができるよ!

3 **マイナンバーカード方式!**  
でも、マイナンバーカードはまだ取っていないし、ICカードリーダーも持ってないよ... どうしよう...

4 **ID・パスワード方式!**  
そういう方でも大丈夫! 税務署でIDとパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告ができるよ!

ええ そうなんだ!

知らなかったよ!

## マイナンバーカード方式

- 用意するものは、次の2つ!
- ① **マイナンバーカード**
  - ② **ICカードリーダー**

- ・マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
- ・既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している方もe-TaxのID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

## マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方は... ID・パスワード方式

- 用意するものは、次の2つ!
- ID・パスワード方式に対応した

- ① **ID(利用者識別番号)**
- ② **パスワード(暗証番号)**

- ・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でのみ利用できます。  
※マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

平成31年(2019年)1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます

## 平成31年(2019年)1月から いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。

## スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの香附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます!

## ID・パスワード方式で手続き完了

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了!  
(ICカードリーダー不要)
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要!  
(自宅で保管する必要がありません)
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!

印刷も要らなくなるんだね。

※ ID・パスワード方式をご利用でない方は、ご自宅のプリンタやパソコンに接続のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署で郵送等で提出できます。  
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

## ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年(2019年)1月からマイナンバーカードとICカードリーダーを使うことで、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年(2019年)1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)

ID・パスワード方式  
ご利用の際は必ず、  
ID・パスワードを大切にしてください。

国税庁 法人番号 7000012050002

平成30年(2018年)4月

日行連発第336号  
平成30年7月3日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫

### 職務上請求書の適正な管理及び使用について

職務上請求書の適正な管理及び使用については、本会及び各単位会の関係規則に基づき、所属会員への指導等を徹底いただいておりますが、今般、別紙のとおり、平成31年度の政府予算編成にあたり一部自治体から総務省へ「各士業における戸籍謄本等の不正取得への指導強化及び防止対策」等の提案及び要望があったとして、総務省より取り組み要請がありました。各単位会におかれましては、所属会員への周知徹底を図るとともに、不正請求事案が発生しないよう、引き続きの会員指導等をお願いいたします。

以上

別紙：「職務上請求書」の適正な管理及び使用について（平成30年6月25日付、総務省自治行政局行政課）

事 務 連 絡  
平成30年6月25日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

「職務上請求書」の適正な管理及び使用について

平成30年6月に香川県知事及び香川県議会議長より「平成31年度政府予算等に関する政策提案・要望」が出されました。

このうち、「人権・同和行政の推進について」に係る提案・要望項目として、「依然として委任状を偽造して戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しており、司法書士・行政書士等をはじめとする国家資格の士業に対し、関係団体への指導、人権教育の実施など、より一層の対策を講じること」が挙げられております。

貴会におかれましては、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、会員に対して周知を図るとともに偽造防止強化策等に取り組まれていることと存じますが、引き続き会員等への周知徹底を図っていただく等、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

総務省自治行政局行政課行政書士係 田口

電 話：03-5253-5510

FAX：03-5253-5511

# 事業報告

～コスモス市民公開講座 in 松本～

## 「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」開催報告

2018年4月22日(日)松本市の「なんなん広場」において、コスモスしなの主催、松本市共催、長野県行政書士会後援の市民公開講座「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」が開催されました。当日は天候にも恵まれ、多くの市民の皆様(29名)に参加いただきました。

講座後にアンケートをお願いしたのですが、ほとんどの参加者(27名)から回答をいただきました。回答欄に○を付けるだけでなく、コメントを書いてくださった方が多く、成年後見制度に対する関心の高さと、制度の内容についての理解がまだまだ進んでいないことを実感しました。

さて、参加者の性別や年齢層、公開講座の開催を知るきっかけとなった媒体、どの地域から参加したか等について、アンケートの集計結果から振り返ってみましょう。

まず、参加者の男女比は、男性12名に対して女性15名(回答者27名中)でした。

年齢層では40代(9名)が最も多く、次に60代(8名)、50代(5名)、70代(3名)、80代(1名)と続きます。

地域別では地元松本市から12名、塩尻市8名、安曇野市2名、長野市2名、千曲市2名、岡谷市2名、辰野町1名とかなり遠くから見えた方がおられる一方、近くから自転車という方もおられました。

公開講座の開催をどうして知ったかについては、チラシ、市の広報、知人から、あるいは職場で、新聞で、という回答がありました。

ところで一番気になるのは、わざわざ足を運んでこの公開講座を聴きに來てくださった参加者の皆さんの満足度です。アンケートでは、①講座のボリューム ②スタッフの対応 ③講座の内容 ④講座の総合的な満足度の4点についてお聞きしました。その結果、9割以上の方が「大変満足」または「満足」と答え、「物足りない」と答えた方は1名で、その理由は「2時間位聴きたい」とのことでした。

頂いたコメントでは「難しい単語を避けて、わかり易い内容だった。」「スライドの資料がとても見やすかった。」「身近な例を挙げての説明でわかりやすかった。」「大変よくわかった。もっと勉強が必要だと感じた。」と、内容を理解した上で、さらに関心もっていただけ様でした。

また、ご意見ご要望の欄には、「成年後見制度を知らない人も多いと思うので、もっと一般に知らせる対策を。」「これからの高齢化社会に必要な制度。専門家が必要。」「或いは興味や疑問が湧いてきて、「後日講演していただきたい。」などの記述がありました。アンケートの「このセミナーの続編が開催されたら」の質問には8割の参加者が「また来たい」「近所で開催されたら参加したい」と答えています。

成年後見制度については、講座のタイトルにも通じますが、みんなで考えることが大事ですね。

コスモスしなのでは、一緒に活動してくれる仲間を募集中です。



配られた資料を見ながら熱心に講義を聴く参加者



## 県主催グローバルキャリアフェアに参加しました

副会長 吉田 靖史

昨年に続き、長野県主催のイベント「グローバルキャリアフェア2018」が、5月19日に長野市の信州大学工学部キャンパスを会場に行われました。

県の担当課は、国際課から労働雇用課に移りましたが、本会と長野県の連携事業として今回も相談員派遣のご依頼があり、赤羽副会長（国際部長）と共に相談員として参加しました。

フェアには、外国人留学生等に優秀な人材を求める県内外企業32社と、多くの企業の方から直接業務内容などを伺いたいと考える40名近い留学生が参加しました。

私たち行政書士に寄せられる相談は、留学生よりも企業からの相談の方が多く、就労するために必要な在留資格の該当性についてなど、採用担当者の方にとって必要な情報をご提供することができました。

留学生を受け入れている学校関係者の方からは、学生向けに在留資格について知識を得られるような説明をしてほしいとのお話もいただきました。

「外国人の在留手続といえば行政書士」と認知していただけるように、今後も相談員や講師の派遣要請があれば国際部を中心に積極的にお引き受けすることが大切ではないでしょうか。

Global Career Fair in NAGANO 2018 開催のご案内  
**グローバルキャリアフェア開催**  
**グローバル人材と企業  
のマッチングを応援します！**

高度な知識やスキルを身に着けたグローバル人材と、グローバルな人材を求める企業との出会いの場を提供します。是非この機会にご参加ください。

参加予定企業数：県内外約35社

平成30年5月19日（土） 時間：13時30分～17時00分  
(受付：13時00分～)

会場：信州大学工学部（長野市若里4-17-1）  
信州科学技術総合振興センター（SASTec）3階

内容：①企業（業種問わず）ごとにブースを設け、  
企業担当者から会社の業務等を直接  
聞くことができます。  
②一般相談コーナーで、就労や在留、  
生活に関する相談をすることができます。

【参加資格等について】

- 参加資格：県内外学校留学生（学年及び学部を問いません）、  
全国のJETプログラム参加者、  
外国語指導助手及び国際交流員
- 参加費：無料（参加に係る旅費及び宿泊費は自己負担となります。）
- 服装：自由（カジュアル過ぎない服装）
- 事前申込：不要

● 詳細情報について下記のホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/vent/globalcareerfair2018.html>

主催：長野県  
共催：国立大学法人 信州大学  
協力：長野県行政書士会（公財）長野県国際化協会、  
東京入国管理局長野出張所、長野労働局

【お問い合わせ先】 TEL：026-235-7118  
長野県産業労働部労働雇用課 FAX：026-233-7327  
〒380-8570 長野市大学南長科字幅下692-2

### グローバルキャリアフェア案内



相談ブース

## 山梨会との国際部合同研修会が開催されました

国際部長 赤羽 康志

6月1日に山梨会との国際部合同研修会が甲府市中央部市民センターで開催され、長野会からは14名の参加者がありました。

カリキュラムとしては3部構成で、第1部は「東京入国管理局甲府出張所の現状と改正入管法」について有賀一雄山梨会国際部長のお話をお聞きしました。事前質問に対する甲府出張所長の回答を中心に解説していただき、かなり踏み込んだ内容もあり、業務に直結する非常に有意義な講義でした。

第2部は「日行連関地協国際業務連絡会の活動と成果」について須藤哲哉日行連関東地方協議会代表幹事のお話をお聞きしました。東京入国管理局と日行連関東地方協議会は定期的に国際業務連絡会議をしており、入国管理局に対して要望・質問をし、それに対して各担当部門首席審査官から回答を頂いております。その内容についての講義でしたので、出席した会員にとっては興味深いものだったと思います。

第3部は「入管行政の展望と課題」について岩崎弘太郎日本行政書士政治連盟千葉会副会長から国際業務に対する千葉県行政書士会としての取り組み、日本行政書士政治連盟千葉会としての取り組み、岩崎先生個人としての取り組みのお話をお聞きしました。特に岩崎先生の体験を交えた業務拡大に対するお話は、DM効果等の具体的事例を紹介していただき、新人の先生にとってはこれからの事務所経営に役立つものだと感じました。



# お 知 ら せ

## 会則改正について

平成30年度定時総会（5月25日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が平成30年7月5日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

## 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則

○長野県行政書士会会則の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
第9章 執 務 通 則 （書類作成印の押印） 第81条 会員は、 <u>法第1条の2第1項</u> の規定により作成した書類の末尾又は欄外に、書類作成印を押さなければならない。 （事務所の表示） 第82条 会員は、 <u>規則第2条の14</u> の規定により行政書士の事務所であることを明らかにした表札を、その事務所に掲示しなければならない。	第9章 執 務 通 則 （書類作成印の押印） 第81条 会員は、 <u>法第1条第1項</u> の規定により作成した書類の末尾又は欄外に、書類作成印を押さなければならない。 （事務所の表示） 第82条 会員は、 <u>規則第1条</u> の規定により「 <u>長野県行政書士会会員行政書士何某事務所</u> 」又は「 <u>行政書士法人何某代表何某</u> 」等と記載した表札を、その事務所に掲示しなければならない。
第11章 <u>長野県行政書士紛争解決センター</u>  ( <u>長野県行政書士紛争解決センター</u> の設置等) 第85条の6 本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、 <u>長野県行政書士紛争解決センター</u> （以下「ADRセンター」という。）を設置し、これを運営することができる。 2 ADRセンターの組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。	第11章 <u>行政書士ADRセンター長野</u>  ( <u>行政書士ADRセンター長野</u> の設置等) 第85条の6 本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、 <u>行政書士ADRセンター長野</u> （以下「ADRセンター」という。）を設置し、これを運営することができる。 2 ADRセンターの組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則（平成30年7月5日認可 長野県指令30市町村第255号）

この会則は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

## 平成30年春の叙勲

本会元副会長甲田正昭氏（佐久支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、去る5月11日東京プリンスホテルにおいて勲章伝達式が行われ、旭日双光章を受章されました。誠におめでとうございます。



日行連遠田会長より記念品贈呈



日行連主催記念品贈呈式にて

## 平成30年度総務大臣表彰

本会元理事田嶋正人氏（佐久支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、去る6月21日シェラトン都ホテル東京において、平成30年度総務大臣表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。



2018年6月21日

平成30年度 総務大臣表彰表彰状授与式

日本行政書士会連合会

於 シェラトン都ホテル東京

## 新たに「研修・イベント情報管理システム」の運用が開始されました

研修部（研修内容記載担当） 渡邊博昭

会員の皆様は最近【長野県行政書士会】研修・イベント情報：配信という表題のメールが送られてくることにお気づきでしょうか。

これは新たに運用を開始した「研修・イベント情報管理システム」から自動配信されているものです。

同システムは会員の皆様に長野県行政書士会が主催する研修や行事がスムーズかつ漏れなく伝達され、申込みを簡単にすることで今まで以上に研修・行事を利用しやすくすることを主な目的として今年度より運用が開始されたものです。

これにより会員の皆様は一目の下に研修・行事内容を縦覧できるとともに、メールに貼られたアドレスや長野県行政書士会ホームページのカレンダーから申し込み画面にアクセスして、数クリックで手軽に申し込みを済ませることが出来ます。

是非ホームページ下部のカレンダーやメールを利用してその内容を確認してみてください。

皆様方に同システムをご利用いただくことで得られたデータは、今後研修内容や広報内容の検討の際に生かされ、今まで以上に実のある研修・広報活動が出来るようにするための重要なデータとなります。

積極的に同システムをご利用いただき、その利便性を実感して頂くとともに、今後の長野県行政書士会の活動の研鑽のためにご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお当面の間、研修・行事内容の告知・申込みについては従来の方式と研修・イベント情報管理システムが並存する予定です。その間会員の皆様はどちらの方式をご利用になっても有効に申し込みをすることが出来ます。

ただ、今後は会員の皆様への同システムの周知が十分になされたと判断された時期より従来の方式を廃止し、研修・イベント情報管理システムによる告知、申込み方式への一本化を目指す予定です。同システムの利点を十二分に生かすための措置であり、会員皆様におかれましてはかかる措置へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、各専門部、各支部研修担当者の皆様方に置かれましては、同システムをご利用になる場合、できるだけ「長野県行政書士会研修・行事内容記入表」を使用して事務局までメール送信して頂きますようお願いいたします。速やかに随時ホームページにアップし、翌日の午前2時に全メール会員に研修内容が自動配信されるようにいたします（メール送信しない選択も可能です）。

運用開始間もないシステムであるため、不手際もあろうかと思われそうですが、皆様にとって本当に利用しやすいものになるよう鋭意改善していく所存です。重ねて皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務連絡】  
平成30年5月22日

会員各位

長野県行政書士会  
広報監察部部长 吉田 靖史

### 長野県行政書士会ホームページのパスワード再設定のお願い

今般、研修会の申込みやイベントの周知に対する利便性向上のため、本会のホームページに「研修・イベント情報管理システム」を導入いたします。

今後は、ホームページにて研修会やイベント情報の確認を行うことができるようになりますので、お知らせいたします。

導入に伴いまして、会員の皆様のアカウントが初期化されています。

別紙のとおり、再度パスワードの設定が必要となりますので、ご面倒かと存じますが、ご利用の前にご確認の上、パスワードの再設定をお願いいたします。

今回の新システムの導入によって、トップページにカレンダーの表示が、会員専用ページに「研修・イベント」と「会員情報変更」という項目が増えました。

「研修・イベント」より研修会の申込みをインターネット上にて行うことができます。ただし、開催日の1週間前までに限りますのでご注意ください。その後の申込みやキャンセル等は直接事務局までご連絡ください。

また、「会員情報変更」ではパスワードとメールアドレスの変更を行うことができます。

研修を申し込んだ際に確認のメールが自動送信されます。その連絡先としてのメールアドレスを変更することができます。

以上

# 0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

## 1. 会員専用ページ



IDとパスワードを入力します。

ログインID: 会員番号  
パスワード: password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。  
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

## 2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。  
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

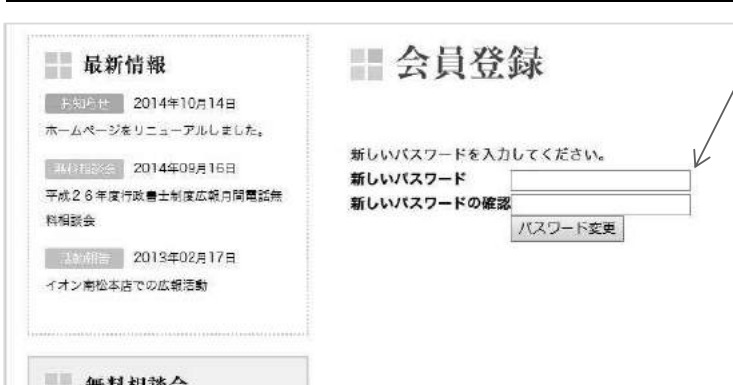
## 3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]  
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

## 4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。  
次回以降、設定したパスワードでログインをします。  
忘れないように管理してください。

## 1. 2回目以降ログイン / 一覧から申し込み

申し込みまでの順路は2パターンあります。一覧ページから研修・イベントを選択して申し込む手順です。

### 1. 会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

### 2. 研修・イベント一覧ページ

日付	種別	研修名	会場	内容	参加
2018/05/17	総務部主催研修 農林建設部主催研修 運輸交通部主催研修 国際部主催研修	タイトル	鳥野市会場	研修の内容が入ります。	
2018/04/30		研修タイトルです。	会場が入ります。	内容が入ります。 あいうえおかきくけこさしませそ。	
2018/04/28	総務部主催研修 農林建設部主催研修	テスト研修 巻	伊那市	内容が入ります。 テストです。 テストです。	
2018/04/25	特定行政書士研修	研修002	研修002	研修002	参加

参加したい研修を選択すると申し込みページに遷移します。

[ 参加 ] 表記は、申し込みをしている研修・イベントです。



### 3. 研修・イベント申し込みページ

会員情報	
会員	加藤
メールアドレス	kato@zokel.co.jp
研修情報	
研修名	タイトル
日程	2018/05/17
種別	総務部主催研修 農林建設部主催研修 運輸文通部主催研修 国際部主催研修
会場	長野市会場
講師	加藤
必修	あり
単位	10
内容	研修の内容が入ります。
オプション	
宿泊	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
懇親会	<input type="radio"/> 参加する <input checked="" type="radio"/> 参加しない
その他	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
この研修に申し込む	

「申し込み」や「キャンセル」は、研修開催日の1週間前まで有効です。

[ メールアドレス ]  
申し込み完了メールの送信先メールアドレスです。  
受信したいメールアドレスに変更出来ます。

[ オプション ]  
宿泊する / 宿泊しない 等を選択してください。

[ 申し込みボタン ]  
内容に間違いがないことを確認してから、申込ボタンを押してください。

### 4. 申し込み内容の変更・キャンセル

会員情報	
会員	加藤
メールアドレス	kato@zokel.co.jp
研修情報	
研修名	研修002
日程	2018/04/25
種別	特定行政書士研修
会場	研修002
講師	研修002
必修	なし
単位	1
内容	研修002
オプション	
宿泊	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
懇親会	<input type="radio"/> 参加する <input checked="" type="radio"/> 参加しない
申し込み内容を修正	
この研修をキャンセルする	

研修開催日から1週間以上前であれば、申し込み内容の「修正」及び「キャンセル」をすることが出来ます。

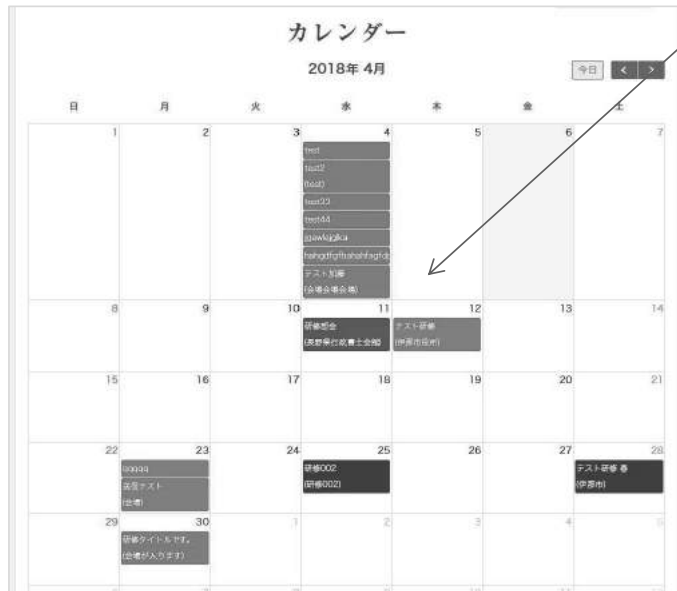
申し込みページ下部の、

[ 修正 ]  
[ キャンセル ]  
のボタンをクリックします。

## 1. 2回目以降ログイン / カレンダーから申し込み

申し込みまでの順路は2パターンあります。カレンダーから研修・イベントを選択して申し込む手順です。

### 1.研修・イベント カレンダー



カレンダーの研修・イベントをクリックすると、申し込みページに遷移します。

### 2.会員専用ページ



会員画面にログインしていない場合は、ログインを求められます。IDとパスワードを入力します。

### 3. 研修・イベント申し込みページ

会員情報	
会員	加藤
メールアドレス	kato@zokel.co.jp
研修情報	
研修名	タイトル
日程	2018/05/17
種別	総務部主催研修 農林建設部主催研修 運輸文通部主催研修 国際部主催研修
会場	長野市会場
講師	加藤
必修	あり
単位	10
内容	研修の内容が入ります。
オプション	
宿泊	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
懇親会	<input type="radio"/> 参加する <input checked="" type="radio"/> 参加しない
その他	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
この研修に申し込む	

「申し込み」や「キャンセル」は、研修開催日の1週間前まで有効です。

[ メールアドレス ]  
申し込み完了メールの送信先メールアドレスです。  
受信したいメールアドレスに変更出来ます。

[ オプション ]  
宿泊する / 宿泊しない 等を選択してください。

[ 申し込みボタン ]  
内容に間違いがないことを確認してから、申込ボタンを押してください。

### 4. 申し込み内容の変更・キャンセル

会員情報	
会員	加藤
メールアドレス	kato@zokel.co.jp
研修情報	
研修名	研修002
日程	2018/04/25
種別	特定行政書士研修
会場	研修002
講師	研修002
必修	なし
単位	1
内容	研修002
オプション	
宿泊	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
懇親会	<input type="radio"/> 参加する <input checked="" type="radio"/> 参加しない
申し込み内容を修正	
この研修をキャンセルする	

研修開催日から1週間以上前であれば、申し込み内容の「修正」及び「キャンセル」をすることが出来ます。

申し込みページ下部の、

[ 修正 ]

[ キャンセル ]

のボタンをクリックします。



## 平成30年度行政書士試験のご案内

### 1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

### 2 試験日及び時間

平成30年11月11日(日) 午後1時～午後4時まで

### 3 試験会場

J A長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3  
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

### 4 受験手数料 7,000円

### 5 受験願書受付期間

#### (1) 郵送申込み

平成30年7月30日(月)～8月31日(金)消印有効

#### (2) インターネット申込み

平成30年7月30日(月)～8月28日(火)午後5時

### 6 合格発表 平成31年1月30日(水)

### 7 問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

## 幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

## 長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

## 行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっております。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円  
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_

# 会 議 報 告

## □正副会長会

- 1 と き 平成30年3月13日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副会長
- 4 会議事項
  - (1) 会則等の改正について
  - (2) 平成29年度決算見込みについて
  - (3) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について
  - (4) その他

## □理事会

- 1 と き 平成30年3月13日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、白井、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、大槻運輸交通部長、和田ADR特別委員長
- 4 会議事項
  - (1) 会則等の改正について
  - (2) 平成29年度決算見込みについて
  - (3) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について
  - (4) その他

## □第2回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年3月19日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者6名
- 4 内 容 模擬調停2題(外国人、住宅敷金)

## □環境生安部研修会

- 1 と き 平成30年3月20日(火)

- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、柳澤部長、会員25名
- 4 内 容
  - (1) 食品衛生危害要因分析(HACCP)について
  - (2) 住宅宿泊事業法(民泊新法)と県条例について
- 5 講 師 長野県健康福祉部食品・生活衛生課ご担当者様

## □県商工会連合会臨時総会

- 1 と き 平成30年3月23日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 宮下総務部長

## □総務部会

- 1 と き 平成30年3月26日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、宮下部長、佐藤副部长、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
  - (1) 行政書士関係例規集について
  - (2) その他

## □WEBシステムの納品・動作確認

- 1 と き 平成30年3月26日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田広報監察部長、鈴木広報監察副部長、土屋広報監察部員、渡邊研修部員

## □決算監査

- 1 と き 平成30年4月9日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 木内、小野各監事、山本会長、宮下総務部長・三井政連会長、土屋幹事長
- 4 監査執行状況

平成29年12月1日から平成30年3月31日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月16日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

## □正副会長会

- 1 と き 平成30年4月9日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成29年度事業報告及び決算について
  - (2) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
  - (3) 平成30年度事業計画(案)と予算(案)について
  - (4) 平成30年度表彰者の決定について
  - (5) 平成30年度定時総会等の進行計画(案)について
  - (6) その他

## □表彰選定会議

- 1 と き 平成30年4月9日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度表彰者の選定について
  - (2) その他

## □研修部会

- 1 と き 平成30年4月11日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、永村副部長、渡邊、岡田各部員、鈴木広報監察副部長
- 4 会議事項

- (1) 研修システムの運用方法について
- (2) その他

## □(一社)長野県宅地建物取引業協会 会長長澤一喜氏黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 平成30年4月14日(土)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出席者 山本会長

## □理事会及び支部長会議

- 1 と き 平成30年4月16日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、大槻運輸交通部長、和田ADR特別委員長、林、小口、清水各支部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成29年度事業報告及び決算について(監査報告)
  - (2) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
  - (3) 平成30年度事業計画(案)と予算(案)について
  - (4) 平成30年度表彰者の決定について
  - (5) 平成30年度定時総会等の進行計画(案)について
  - (6) 各支部の平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画について
  - (7) その他

## □上田支部総会

- 1 と き 平成30年4月20日(金)
- 2 と ころ 上田市、ささや
- 3 出席者 荻原副会長

## □第3回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年4月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者6名
- 4 内 容
  - (1) 調停の流れ(調停規程関係)
  - (2) 住宅敷金関係のトラブル事例(Q&A)(法改正関係含む)
  - (3) これまでの振り返り(復習)、はじめての出会い
  - (4) 模擬調停1題(ペット分野)

## □総務部会

- 1 と き 平成30年4月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
  - (1) 行政書士関係例規集について
  - (2) その他

## □弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 平成30年4月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 山本会長

## □佐久支部総会

- 1 と き 平成30年4月27日(金)
- 2 と ころ 佐久市、ホテルゴールデンセンチュリーー萬里温泉
- 3 出席者 山本会長

## □長野支部総会

- 1 と き 平成30年5月12日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長

## □(一社)資源循環保全協会総会

- 1 と き 平成30年5月17日(木)

- 2 と ころ 長野市、メルパルク長野
- 3 出席者 宮下総務部長

## □司法書士会総会

- 1 と き 平成30年5月18日(金)
- 2 と ころ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 山本会長

## □長野県主催グローバルキャリアフェア in 長野

- 1 と き 平成30年5月19日(土)
- 2 と ころ 長野市、信州科学技術総合振興センター
- 3 出席者 吉田、赤羽各副会長

## □理事会

- 1 と き 平成30年5月21日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木各理事

### 4 会議事項

- (1) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
- (2) その他

## □総会等運営会議

- 1 と き 平成30年5月21日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長・委員長、総務副部長、総務部員、政連幹事長、副会長、奈良木、土屋各会員

### 4 会議事項

- (1) 平成30年度定時総会等の運営について
- (2) その他

## □神奈川会総会

- 1 と き 平成30年5月23日(水)
- 2 と ころ 横浜市、ロイヤルホールヨコハマ
- 3 出席者 赤羽副会長



## □一日合同行政相談所

- 1 と き 平成30年5月29日(火)
- 2 と ころ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者 松島松本支部長、奈良木松本支部  
会員

## □第4回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年5月30日(水)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶  
委員、手続実施者5名
- 4 内 容
  - (1) センターでの調停の流れ(調停規程関係)
  - (2) 模擬調停1題(ペット分野)
  - (3) 振り返り(復習)

## □山梨会・長野会国際部合同研修会

- 1 と き 平成30年6月1日(金)
- 2 と ころ 甲府市、甲府市中央部市民セン  
ター
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、会員12名
- 4 研修内容
  - (1) 東京入国管理局甲府出張所の現状と改正入  
管法について
  - (2) 日行連関地協国際業務連絡会の活動と成果
  - (3) 入管行政の展望と課題
- 5 講 師
  - (1) 法務省東京入国管理局甲府出張所所長 苅  
米幸治 様
  - (2) 日行連関地協国際業務連絡会代表幹事 須  
藤哲哉 様
  - (3) 日本行政書士政治連盟千葉会副会長 岩崎  
弘太郎 様

## □社労士会総会

- 1 と き 平成30年6月7日(木)
- 2 と ころ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 赤羽副会長

## □日行連関地協会長会

- 1 と き 平成30年6月7日(木)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出席者 山本会長
- 4 会議事項
  - (1) 平成29年度事業報告及び決算報告について
  - (2) 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)  
について
  - (3) その他の事項

## □総務部会

- 1 と き 平成30年6月8日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、関、佐藤各  
部員
- 4 会議事項
  - (1) 行政書士関係例規集について
  - (2) その他

## □広報監察部会

- 1 と き 平成30年6月15日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、  
宇賀神、土屋、五味各部員
- 4 会議事項
  - (1) 会報の発行について
  - (2) イベント「大人の文化際」について
  - (3) 監察活動について
  - (4) その他

## □運輸交通部会

- 1 と き 平成30年6月20日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、小林副部  
長、良川部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度事業計画について
  - (2) その他

## □自動車の「出張封印取付作業代行研修会」(甲種再受託)

- 1 と き 平成30年6月20日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、小林副部長、良川部員、会員24名
- 4 研修内容
  - (1) 道路運送車両法
  - (2) 甲種受託者による出張封印について
  - (3) 出張封印取付作業代行実施契約書について
  - (4) 出張封印取付作業代行実施要領について
  - (5) その他
- 5 講師  
長野県自動車標板協会 常務理事 島田一好様

## □環境生安部会

- 1 と き 平成30年6月25日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、柳澤部長、島田副部長、新井、八幡各部員
- 4 会議事項
  - (1) 関係官庁挨拶回り
  - (2) 広報活動計画検討
  - (3) 研修会計画検討
  - (4) その他

## □研修部会

- 1 と き 平成30年6月25日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、永村副部長、渡邊、岡田各部員
- 4 会議事項
  - (1) 事業計画の具体的な内容・日程等について
  - (2) 特定行政書士法定研修の日程等について
  - (3) その他

## □一日合同行政相談所

- 1 と き 平成30年6月27日(水)
- 2 と ころ 上田市、上田市勤労者福祉セン

ター

- 3 出席者 柳澤、高井各上田支部会員

## □農林建設部会

- 1 と き 平成30年6月28日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、松島部長、常盤副部長、山田、小島各部員、岡田法務部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度事業計画について
  - (2) その他

## □第5回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年7月3日(火)
- 2 と ころ 塩尻市、えんぱーく
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者3名
- 4 内 容
  - (1) はじめての出会い
  - (2) ADRスキル総復習

## □ADR特別委員会

- 1 と き 平成30年7月3日(火)
- 2 と ころ 塩尻市、えんぱーく
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度事業計画及び予算について
  - (2) ADRセンター調停人選任について
  - (3) その他

## □環境生安部研修会

- 1 と き 平成30年7月3日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、柳澤部長、島田副部長、八幡部員、会員22名
- 4 研修内容
  - (1) 有害使用済機器の保管等に係る規制について
  - (2) 二以上の事業者による産廃処理の特例認定

について

- 5 講師 長野県環境部資源循環推進課ご担当者様

#### □特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成30年7月4日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 永村副部長、二瓶部員、受講者8名

#### □総務部会

- 1 と き 平成30年7月9日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
  - (1) 行政書士関係例規集について
  - (2) その他

#### □法務部会

- 1 と き 平成30年7月9日(月)
- 2 ところ 塩尻市、えんぱーく
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木下副部長、榎原、小林各部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度事業計画について
  - (2) その他

#### □平成30年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 平成30年7月13日(金)
- 2 ところ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽各試験場責任者

#### □特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成30年7月18日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、岡田部員、受講者8名

#### □第1回関東地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会

- 1 と き 平成30年7月19日(木)
- 2 ところ さいたま市、さいたま新都心合同庁舎2号館
- 3 出席者 松島農林建設部長

#### □税理士会総会

- 1 と き 平成30年7月23日(月)
- 2 ところ 上田市、上田東急REIホテル
- 3 出席者 荻原副会長

## 定期大会開催報告

平成30年度定期大会が5月25日(金)午後2時50分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 佐藤総務副部長
- 2 正 副 議 長 議 長 土屋 帝代議員 (上田支部)  
副議長 奈良木利邦代議員 (松本支部)
- 3 議事録署名人 青山 哲史代議員 (長野支部)、石丸 誠代議員 (長野支部)
- 4 議 案 審 議  
第1号議案 平成29年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。  
第2号議案 平成29年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。  
第3号議案 平成30年度運動方針(案) 賛成多数により可決承認されました。  
第4号議案 平成30年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。



会長あいさつ



県議会議長 鈴木清様



参議院議員 羽田雄一郎様



参議院議員 杉尾秀哉様 (懇親会にて)

# 長野県行政書士政治連盟のページ

## 阿部長野県知事を訪問

長野県行政書士政治連盟

幹事長 土屋 眞一

### 政連活動報告

#### 阿部知事を訪問

7月2日長野県庁の知事室を訪問し阿部守一知事と懇談いたしました。当日は三井政治連盟会長、本会山本会長、政治連盟土屋幹事長の三名が出席し、萩原県議会議員（松本市選出）が同行して下さいました。

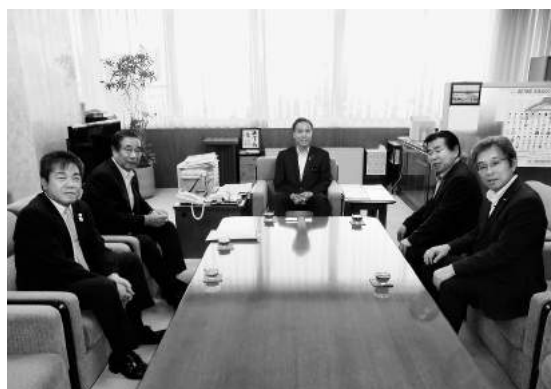
政連・本会会長からは、日ごろ会員が県の手続き等でお世話になっていることや、毎年の賀詞交歓会にご出席いただいていることについてお礼を申し上げます。

懇談会の中では、県知事表彰の話があり長年に渡り功績のあった会員については、県知事表彰という形で報いる事が出来れば、会員の励みにもなり非常に良いのではないかと話が出ました。

現行の県における知事表彰はハードルが高いようなので、行政書士の監督者としての知事として出来ることもあるかも知れないと、今後調査してみたいと話されました。行政書士会の会長表彰は年数等により種類がありますが、連合会での式典における表彰は総務大臣表彰があります。ぜひ県知事表彰が実現すれば喜ばしい事と思います。

また知事からは県の人口の減少に伴う県の職員数について、このままで良いのかも含めて将来的には議論をしていかなければならないだろうと話され、行政書士会としても県事務の嘱託や業務の受託について人材活用をお願いしました。

今回の訪問は、表敬ということで要望も用意した訳ではありませんが、県政全般の話が出て有意義なものになりました。



阿部知事との懇談



左から萩原県議会議員、三井政連会長、阿部知事、山本会長、土屋幹事長

#### 長野県議会議員補欠選挙にあたり推薦

8月5日投開票の長野県議会補欠選挙にあたり、長野市選挙区の補欠選挙立候補予定者、金沢敦志氏を推薦し、7月2日長野県行政書士会館で三井政治連盟会長より推薦状をお渡しいたしました。

金沢氏は防衛大臣秘書、長野市議会議員、参議院議員秘書をへて今回無所属で県議選初挑戦となります。金沢氏は、行政書士制度について理解が深く、当選され県政でのご活躍を期待しております。



金沢敦志立候補予定者（右から2人目）

# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## — 入会者 —

### 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
佐久支部	30. 4. 2	石澤 則一	佐久市	松本支部	30. 4. 15	片山智三治	松本市
諏訪支部	30. 5. 1	元木 舞衣	諏訪市	北信支部	30. 4. 15	高野 聡子	中野市
諏訪支部	30. 5. 15	塩原 孝幸	諏訪郡下諏訪町	松本支部	30. 5. 1	等々力岳夫	松本市
松本支部	30. 5. 15	保苺 征秀	塩尻市	諏訪支部	30. 6. 1	牛山 浩一	茅野市
松本支部	30. 5. 15	望月 貴徳	松本市	上田支部	30. 6. 1	川村 良一	上田市
長野支部	30. 6. 1	井出 純彦	長野市	伊那支部	30. 6. 15	三沢 文明	伊那市
松本支部	30. 6. 15	田上 正男	木曾郡上松町	松本支部	30. 7. 1	中村 保廣	木曾郡木曾町

## — 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
松本支部	杉本 満	30. 3. 31	松本支部	田口 正義	30. 3. 19	飯田支部	村松美代治	30. 3. 22
伊那支部	湯澤 秀雄	30. 3. 31	上田支部	飯島 寛	30. 3. 31	伊那支部	畑 直明	30. 3. 27
松本支部	小野喜美夫	30. 3. 31	伊那支部	向山 高司	30. 3. 31	佐久支部	香坂 宗一	30. 4. 11
佐久支部	梅香 郁夫	30. 4. 15	松本支部	有馬 豊治	30. 4. 27	長野支部	中嶋 豊	30. 5. 31

## 法人会員

行政書士法人 F&Partners 長野事務所（松本市本庄一丁目3番10号）・入会年月日 H30. 5. 9

## ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

竹 前 利 一 殿 (長野)

平成30年 3月

市 川 順 三 殿 (長野)

平成30年 3月

## 編 集 後 記

広報監察部の一員になり感じることは、扱う分野がとても広い行政書士の仕事を多くの県民のみならずにお伝えすることの難しさです。

今年度の広報監察部では、実験的に新たな活動を「まずはやってみる」予定です。

あれこれ考えていても実際にやってみないと反応は分かりません。

まずやってみて、それらの事業を継続するか否か取舍選択をして、その情報は次期の広報監察部に確実に引き継いでいきたいと考えています。

引き続き「すべての会員が広報部員であるとの認識で」ご協力をお願い申し上げます。

<b>発行所</b>	長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町1009-3 TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305 ホームページ <a href="http://www.nagano-gyosei.or.jp">http://www.nagano-gyosei.or.jp</a> メールアドレス <a href="mailto:gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp">gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp</a>
<b>発行者</b>	会 長 山本 準一
<b>編集者</b>	広報監察部長 吉田 靖史
	印刷 三和印刷(株)

# 行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

## 1. 原稿等について

### (1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

### (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

### (3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

## 4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) F A X及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

# 建設業 経営状況分析は ワイズ公共データシステム

※2018年7月10日現在 弊社調べ  
おかげさまで 民間分析機関 受付実績 **No.1**

長野県行政書士会様とは、2016年2月15日に  
(株)ワイズと業務提携を締結させていただきました。

提携先の会員様は行政書士登録から5年間、建設業ソフトを無料でご利用いただけます。また、登録から5年以上経過している会員様でもワイズ公共データシステムへの年間1件の経営状況分析申請により、翌年も無料でご利用いただけます。



業務提携先 **44都道府県**

※2018年7月10日現在



建設業ソフト 電子申請支援システム 建設業統合版 ご利用について



経審 建設業許可 更新

変更届 入札参加

H30.4 経審対応

電子申請支援システム 建設業統合版 Windows10/8.1/7 (32bit/64bit対応)

インストールから1年間は何なたでも無料でご利用いただける、行政書士様向けの建設業ソフトです。経審、建設業許可(新規・更新・変更)、財務諸表等、建設業に関する書類を作成できます。経審、経営状況分析の評点計算、シミュレーションも効果的に行うことが可能です。決算期や許可更新時期を指定して顧客を抽出する等、顧客管理もかんたんです。

建設業ソフト CD、資料を無料にて送付いたします。

wise

wisePDS

国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

株式会社ワイズ

本社: 〒380-0803 長野市三輪1丁目8番14号 Tel. 026-266-0710 Fax. 026-266-0845  
 mail: info@wise.co.jp http://www.wise.co.jp/ サポートダイヤル: Tel. 026-266-0792

ワイズ公共データシステム株式会社

本社: 〒380-0815 長野市田町2120-1 mail: info@wise-pds.jp http://www.wise-pds.jp/ Tel. 026-232-1145 Fax. 026-232-1190  
 北海道営業所: 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル11階 Tel. 011-802-7685 Fax. 011-802-7814  
 大阪営業所: 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階 Tel. 06-6948-6615 Fax. 06-6948-6685  
 福岡営業所: 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダヴィンチ博多シティ3階 Tel. 092-292-8101 Fax. 092-292-8125